

令和8年度国民健康保険料率

下表に基づき令和8年度保険料を算出します。

区分	所得割率 (被保険者単位)	均等割額 (円) (被保険者単位)	平等割額 (円) (世帯単位)	賦課限度額 (円)
基礎賦課額 (医療分)	7.18%	30,300	19,800	670,000
前年度比 前年度	0% 7.10%	+2,200 28,100	+0 19,800	+10,000 660,000
後期高齢者支援金 (支援分)	2.72%	11,000	7,600	260,000
前年度比 前年度	0% 2.72%	+0 11,000	-200 7,800	+0 260,000
介護納付金 (介護分) (40歳以上65歳未満)	2.31%	11,200	5,500	170,000
前年度比 前年度	0% 2.31%	+400 10,800	+200 5,300	+0 170,000
子ども・子育て支援金 (子ども分) ※新設	0.25%	1,200円 (18歳以上均等割) 45円	700円	30,000
合計	12.46%	53,700	33,600	1,130,000
前年度比 前年度	+0.25% 12.21%	+3,800 49,900	+0 19,800	+40,000 1,090,000
介護分除く (40歳未満・65歳以上)	10.15%	42,500	28,100	960,000
前年度比 前年度	+0.25% 9.9%	+3,400 39,100	+500 27,600	+40,000 920,000

年間保険料の算出方法

①所得割額：被保険者単位で計算します。

基準総所得金額×所得割率

基準総所得金額＝総所得金額等－43万円（基礎控除）

②均等割額：被保険者単位で計算します。未就学児については2分の1に減額されます。

③平等割額：世帯単位で計算します。

①+②+③＝年間保険料額

令和8年度法定軽減表

世帯主及び被保険者の総所得金額の合計が、軽減判定所得基準額計算式により算出した値以下の場合、均等割額及び平等割額が軽減されます。未就学児の均等割額についてはさらに2分の1減額されます。

軽減される割合	軽減判定所得基準額計算式
2割	43万円+57万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
前年度	43万円+56万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
5割	43万円+31万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
前年度	43万円+30.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
前年度	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)

給与所得者等の数＝納付義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、給与所得を有する者（収入金額が55万円を超える者に限る）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（65歳未満の者にあつては、当該公的年金等の収入金額が60万円を超えるものに限る。65歳以上の者にあつては、当該公的年金等の収入金額が125万円を超える者に限る。また、給与所得を有する者を除く。）の合計数をいいます。

・軽減判定に用いる所得は、税申告上の所得とは算出方法が異なります。

・軽減判定の基準となる所得には擬制世帯主の所得も含まれます。

（擬制世帯主とは、国民健康保険の被保険者ではない世帯主のことです。）

・専従者給与、土地売買の特別控除等は必要経費と認めません。（控除前の所得で計算します。）

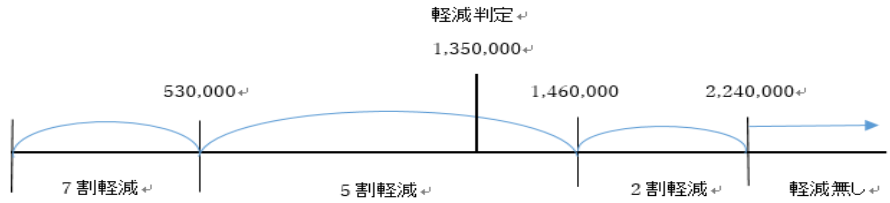
・65歳以上の方の軽減判定用所得を計算するときは年金所得から15万円減額します。

世帯主または被保険者に所得未申告の方がいる場合は、軽減の対象外となります。

例1) 被保険者が3人【A(45歳)：給与収入170万円、B(70歳)：年金収入155万円、C(5歳)：収入無し】の場合

世帯の所得	150万円 内訳(A：給与所得105万円、B：公的年金等の雑所得45万円)
軽減判定所得	135万円 内訳(A：給与所得105万円、B：公的年金等の雑所得30万円)

軽減される割合	軽減判定所得基準額	
	令和8年度	令和7年度
2割	$430,000 + 570,000 \times 3 + 100,000 \times (2-1) = 2,240,000$	$430,000 + 560,000 \times 3 + 100,000 \times (2-1) = 2,210,000$
5割	$430,000 + 310,000 \times 3 + 100,000 \times (2-1) = 1,460,000$	$430,000 + 305,000 \times 3 + 100,000 \times (2-1) = 1,445,000$
7割	$430,000 + 100,000 \times (2-1) = 530,000$	$430,000 + 100,000 \times (2-1) = 530,000$
軽減される割合	軽減判定所得135万円 → 5割軽減適用	軽減判定所得135万円 → 5割軽減適用



令和8年度 国民健康保険料の計算

項目	料率	被保険者			計	
		年齢	A	B		C
		45歳		70歳	未就学児	
		基準所得額	105万円-43万円 = 620,000円	45万円-43万円 = 20,000円	所得なし	
		軽減割合			0円	
(基礎賦課額)	所得割	7.18%	44,516円	1,436円	0円	45,952円
	均等割	30,300	15,150円	15,150円	7,575円	37,875円
	平等割	19,800		9,900円		9,900円
	計				(a) 改め：100円未満切捨	93,700円
後期高齢者支援助金	所得割	2.72%	16,864円	544円	0円	17,408円
	均等割	11,000	5,500円	5,500円	2,750円	13,750円
	平等割	7,600		3,800円		3,800円
	計				(b) 改め：100円未満切捨	34,900円
介護納付金	所得割	2.31%	14,322円	0円	0円	14,322円
	均等割	11,200	5,600円	0円	0円	5,600円
	平等割	5,500		2,750円		2,750円
	計				(c) 改め：100円未満切捨	22,600円
子ども子育て支援助金	所得割	0.25%	1,550円	50円	0円	1,600円
	均等割	1,200	600円	600円	0円	1,200円
	平等割	700		350円		350円
	計				(d) 改め：100円未満切捨	3,100円

令和8年度年間保険料 (= (a) + (b) + (c) + (d)) **154,300円**

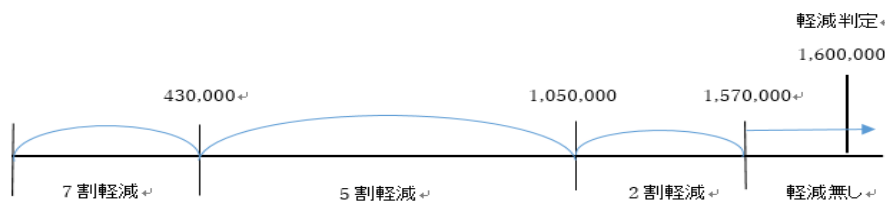
(参考) 令和7年度 国民健康保険料の計算

項目	料率	被保険者			計	
		年齢	A	B		C
		45歳		70歳	未就学児	
		基準所得額	105万円-43万円 = 620,000円	45万円-43万円 = 20,000円	所得なし	
		軽減割合			0円	
(基礎賦課額)	所得割	7.18%	44,516円	1,436円	0円	45,952円
	均等割	28,100	14,050円	14,050円	7,025円	35,125円
	平等割	19,800		9,900円		9,900円
	計				(a) 改め：100円未満切捨	90,900円
後期高齢者支援助金	所得割	2.72%	16,864円	544円	0円	17,408円
	均等割	11,000	5,500円	5,500円	2,750円	13,750円
	平等割	7,800		3,900円		3,900円
	計				(b) 改め：100円未満切捨	35,000円
介護納付金	所得割	2.31%	14,322円	0円	0円	14,322円
	均等割	10,800	5,400円	0円	0円	5,400円
	平等割	5,300		2,650円		2,650円
	計				(c) 改め：100円未満切捨	22,300円
令和7年度年間保険料 (= (a) + (b) + (c))					148,200円	

例2) 被保険者が2人【A(61歳)：給与収入240万円、B(60歳)：収入0円、Aの被扶養者】の場合

世帯の所得	160万円 内訳(A：給与所得160万円、B：0円)
軽減判定所得	160万円 内訳(A：給与所得160万円、B：0円)

軽減される割合	軽減判定所得基準額	
	令和8年度	令和7年度
2割	$430,000 + 570,000 \times 2 + 100,000 \times (1-1) = 1,570,000$	$430,000 + 560,000 \times 2 + 100,000 \times (1-1) = 1,550,000$
5割	$430,000 + 310,000 \times 2 + 100,000 \times (1-1) = 1,050,000$	$430,000 + 305,000 \times 2 + 100,000 \times (1-1) = 1,040,000$
7割	$430,000 + 100,000 \times (1-1) = 430,000$	$430,000 + 100,000 \times (1-1) = 430,000$
軽減される割合	軽減判定所得160万円 → 軽減適用なし	軽減判定所得160万円 → 軽減適用なし



令和8年度 国民健康保険料の計算

項目	料率	被保険者		計	
		A	B		
		年齢	45歳	60歳	
		基準所得額	160万円-43万円 =	所得無	
		軽減割合	1,170,000円	0円	
(基礎賦課額)	所得割	7.18%	84,006円	0円	84,006円
	均等割	30,300	30,300円	30,300円	60,600円
	平等割	19,800		19,800円	19,800円
	計				164,406円
(a) 改め：100円未満切捨 164,400円					
後期高齢者	所得割	2.72%	31,824円	0円	31,824円
	均等割	11,000	11,000円	11,000円	22,000円
	平等割	7,600		7,600円	7,600円
	計				61,424円
(b) 改め：100円未満切捨 61,400円					
介護納付金	所得割	2.31%	27,027円	0円	27,027円
	均等割	11,200	11,200円	11,200円	22,400円
	平等割	5,500		5,500円	5,500円
	計				54,927円
(c) 改め：100円未満切捨 54,900円					
子ども子育て支	所得割	0.25%	2,925円	0円	2,925円
	均等割	1,200	1,200円	1,200円	2,400円
	平等割	700		700円	700円
	計				6,025円
(d) 改め：100円未満切捨 6,000円					
令和8年度年間保険料 (= (a) + (b) + (c) + (d))				286,700円	

(参考) 令和7年度 国民健康保険料の計算

項目	料率	被保険者			計
		A	B	C	
		年齢	45歳	70歳	未就学児
		基準所得額	105万円-43万円 =	45万円-43万円 =	所得なし
		軽減割合	620,000円	20,000円	0円
(基礎賦課額)	所得割	7.18%	84,006円	0円	84,006円
	均等割	28,100	28,100円	28,100円	56,200円
	平等割	19,800		19,800円	19,800円
	計				160,006円
(a) 改め：100円未満切捨 160,000円					
後期高齢者	所得割	2.72%	31,824円	0円	31,824円
	均等割	11,000	11,000円	11,000円	22,000円
	平等割	7,800		3,900円	7,800円
	計				61,624円
(b) 改め：100円未満切捨 61,600円					
介護納付金	所得割	2.31%	27,027円	0円	27,027円
	均等割	10,800	10,800円	10,800円	21,600円
	平等割	5,300		5,300円	5,300円
	計				53,927円
(c) 改め：100円未満切捨 53,900円					
令和7年度年間保険料 (= (a) + (b) + (c))				275,500円	